

金婚のご夫婦はお申し出ください

町では今年も金婚を迎えられたご夫婦に、その長寿と夫婦円満をお祝いして、記念品等を贈呈いたします。該当されるご夫婦は8月14日(月)までに保健福祉課福祉係へお知らせください。(TEL 38-3111 内線 133)

◇ 該当資格

昭和25年4月1日から昭和26年3月31日の間に婚姻届出をされたご夫婦。

◇ 式典

敬老会式典において表彰いたします。

「女性のための更年期相談会」のお知らせ

新津保健所では、更年期の女性を対象に更年期特有の身体や心の悩み・問題に対して、婦人科医師による個別相談会を開催します。めまい・頭痛・尿失禁・不眠・イライラ・気分が落ち込む等、気になる身体・心の問題を解決するため、お気軽にご相談ください。

- 日時 平成12年8月23日(水) 午後1:30~3:30
- 会場 新津保健所相談室
- 申し込み方法 個別相談なので、時間の予約が必要です。前日までに下記に申し込んでください。

☆新津保健所地域保健課 保健指導第一係 TEL 22-5171

防火管理者資格付与講習会のお知らせ

白根地域消防本部では、消防法施行令第3条に基づく防火管理者資格付与講習会を下記により開催します。

- 種別及び定員 (定員になり次第締切があります) 甲種防火管理者講習 60人位
- 講習日時 (2日間)
 - 1回目 9月21日(木)午前9時から午後4時30分
 - 2回目 9月22日(金)午前9時から午後4時30分
 詳しくは、白根地域消防本部予防課までお問い合わせください。(TEL 025-372-3112)

普通救命講習会のお知らせ

日時 8月20日(日) 午前9時~12時
 対象 一般住民15名
 締切 8月16日(水)
 会場 白根地域消防本部
 申込み・問い合わせ 白根地域消防本部警防課
 ☎ 025-372-3114

やろてば学習コーナー

第5号 教育委員会

マスコット決定

6月の広報で、「やろてば学習」のマスコットを募集しました。子どもから大人まで多数応募くださいまして、ありがとうございました。生涯学習推進委員・地区生涯推進委員の皆さんの意見を参考にして、次のように決めました。



作者のコメント 篠田 悦子 さん(松ヶ丘) みんなで「やろてば」と小さなことにも挑戦。ちょっぴりでも出来て「やったぜ」と充実感にひたれるといいですね。

ご案内・日中の講座を求めるあなたに 初心者パソコン教室

- 主催 小須戸町中央公民館
- 日時 8月17日(木)・18日(金)・23日(水)の連続3回(途中参加不可)・いずれも午後2時~4時
- 対象及び定員 一般成人 15名(先着順)
- 会場 新津市視聴覚センター(新津市図書館3階)新津市日宝町6-2 TEL 0250(22)0780
- 交通手段 会場に、各自集合・解散(希望者は公民館で送迎・先着7名)
- 用意するもの 筆記用具のみ。個人負担なし。
- 申し込み・問い合わせ先 小須戸町中央公民館 TEL(38)2234 担当 知野利和

ふれあい電話相談

— 教育相談をはじめ いろいろな電話相談に応じます —

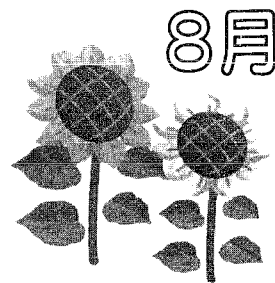
- ◆相談日 8月4日(金)・11日(金)・18日(金)・25日(金)
- ◆受付時間 午後1時~5時
- ◆電話番号 38-33300
- ・お名前は、言わなくていいです。
- ・秘密は、固く守ります。

行政相談

国、地方公共団体が行う行政サービスについて皆さんの声を聞き、行政の運営と改善等、相談に応じます。

相談日 8月9日(水) 午前9時~11時まで

会場 役場 母親教室(三階)
 相談員 伊藤 正人 行政相談委員



今月のお知らせ

- 1日 観光週間(~7日・総理府) 水の日・水の週間(~7日・国土庁) 夏の省エネ総点検の日(資源エネルギー庁)
- 7日 食品衛生週間(~13日・厚生省)
- 10日 道の日(建設省)
- 15日 戦没者を追悼し平和を祈念する日(厚生省)
- 19日 バイクの日(総務庁)
- 30日 防災週間(~9月5日・国土庁、消防庁) 建築物防災週間(~9月5日・建設省)

児童扶養手当について

児童扶養手当は、現在母子で生活されている方等に対して支給される手当です。

ただし、次の①~⑦の方は対象となりません。

- ① 母(養育者)又は対象児童が日本国内にいないとき。
- ② 母(養育者)が、障害年金等の公的年金給付、又は労働基準法等による遺族補償(給付事由発生後6年経過を除く)等を受けることができるとき。
- ③ 対象児童が、児童福祉施設等の施設に入所したり、里親に委託されているとき。
- ④ 対象児童が、父と生計を同じくしているとき。(父が重度障害者の時を除く)
- ⑤ 対象児童が、父に支給される公的年金給付額の加算対象となっているとき。
- ⑥ 対象児童が、父又は母の死亡による遺族年金等の公的年金給付、又は労働基準法等による遺族補償(給付事由発生後6年経過を除く)等を受けることができるとき。

- ⑦ 手当の支給要件に該当してから認定請求をせず5年を経過したとき。そのほか、手当の支給を受ける方の所得が一定額以上ある場合は、手当の全部、又は一部の支給を停止することがあります。現在の所得制限額は次のとおりです。

本人(扶養親族1名)	全部支給	(収入額) (所得制限額)	204.8万円 90.4万円
	一部支給	(収入額) (所得制限額)	300.0万円 192.0万円
扶養義務者(扶養親族5名)		(収入額) (所得制限額)	600.0万円 426.0万円

※ 収入は、所得に対する目安です。

また、未婚の母子の方で児童が父親に認知を受けた場合も手当を受給することができます。現在、未婚の母子の方で児童が父親に認知され、手当を受給されていない方は、認定請求を行ってください。詳しくは役場福祉係までお問い合わせください。

在宅寝たきりの方の介護者に手当を支給します

町では今年9月に在宅の寝たきりの方に清潔で心地よい生活を確保するとともに介護にあたる家族の負担軽減と福祉増進を図ることを目的に手当を支給します。対象者は、期限までに申請書を提出してください。

◇ 該当資格

- ① 要介護認定(介護保険)を受けた者で要介護4、5
- ② 身体障害者手帳の1級、2級
- ③ 療育手帳A
- ④ 上記のいずれかに該当し、在宅において寝たきりの方

◇ 申請先

保健福祉課福祉係(申請書は福祉係にあります。印鑑を持参してください)

◇ 申請期限

平成12年8月21日(月)

無料 法律相談

相談日 8月23日(水) 午前9時~12時まで

会場 役場 保健指導室(二階)
 相談員 古川 兵衛 弁護士

申し込みは前日までに役場住民係へ電話(38-3111 1番内線138番)でお願ひします。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

心配ごと相談

8月の相談日

会場 老人福祉センター
 時間 午後1時~3時30分

1日(火) 馬場 綾子・篠田 悦子
 8日(火) 川瀬 賢悟・白井 重栄
 17日(木) 五十嵐 節・篠田 悦子
 22日(火) 五十嵐 節・高橋千代子
 29日(火) 青柳 光男・川瀬 賢悟

※相談は無料、秘密厳守。



健康相談 母子手帳発行日のお知らせ

妊婦及び乳幼児、その他健康について、お悩みの方を対象に健康相談と母子手帳の発行を行っております。

日時 8月7日(月)・14日(月) 21日(月)・28日(月)

午前9時~11時30分
 午後1時~4時30分

会場 役場保健センター 1階5番の窓口

※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、なるべくご本人がおいでください。(印鑑を持参してください)